保存樹木補助金交付手続きのながれ

随時

交付申請の相談

保存樹木の補助金（剪定費）の申請を希望される方は、電話または来庁の上、窓口でお申し込みください。係員が現地を調査の上、条件等を確認します。

↓ （市が申請者へ連絡）

保存樹木補助金交付申請書
この剪定に要する費用の見積書の写し（1本ごとに費用を記入してください。）
剪定樹木の現況写真（1本につき1枚）

随時

交付申請書の提出

（申請者が市へ提出） ↓

随時

交付決定の通知

保存樹木補助金交付決定通知書
※申請書の書類審査を行い、補助予定金額を決定、通知します。

↓ （市が申請者へ発送）

申請書類に基づき、剪定作業を実施していただきます。

当該年度内に剪定作業終了

剪定作業の実施

（申請者が実施） ↓

保存樹木補助金実績報告書兼請求書
この剪定に要した費用の領収書の写し（1本ごとに費用を記入してください。）
剪定後の樹木の写真（1本につき1枚）

当該年度内に提出

実績報告書兼請求書の提出

（申請者が市へ提出） ↓

補助金額確定の通知

保存樹木補助金交付額確定通知書
※実績報告後、内容を審査し、補助金額を確定します。

↓ （市が申請者へ発送）

補助金の交付
（市が申請者へ振り込み）

補助金を申請者の指定口座へ振り込みます。